

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2025 年 9 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

ASBJ 保険契約専門委員会専門委員

辻野 菜摘**1. はじめに**

2025 年 9 月 16 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）が開催された。今回は当初は 2 日の予定だったが 1 日に変更された。筆者はリモートで参加した。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係る 2 件だった。①IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」のグループ内借入金を消去したあとに残る外国為替差額金の表示方法、②蓄電池オフテイク契約に IFRS 第 16 号「リース」（以下、「IFRS 第 16 号」という。）を適用するかどうかについてであった。

その他は③企業結合に係る、のれん及びその減損についての開示と、④キャッシュ・フロー計算書の区分の扱いの考え方に差異が出ているケースについて、意見のヒアリングが実施された。

3. 議事概要

- 1) ①に関しては、5 つの選択肢があったなかで、財務あるいは投資と扱うという提案、さらに新しいルールを開発するという提案は全委員が否定した。残りの 2 つの考え方は、一つはすべて営業区分として扱うというもので、もう一つは、消去前の元の項目に入れておくが、それがコストと労力を伴うのであれば営業区分にすべきというものだ。ここでは意見が分かれたが、新たな基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。為替換算差額は、借入だけでなく、それにマッチングしている資産側でも発生しうるので、同じ区分でネットすべきというのが好ましいと筆者も考えたと発言した。そうすると、消去前の元の項目に入れておくが、それがコストと労力を伴うのであれば営業区分にすべきというのは、あまり意味がなく、営業区分にすることが会計処理の結果が合理的なら、営業区分にすべきというほうが適切になるのではないかと

考える。結果的には多くの場合営業区分が採用される可能性が高く、扱いに差が出る可能性は低いと多くの委員が考えたために、新たな基準設定プロジェクトは不要との判断に至ったと見ている。

なお、本件については、当初の資料にあった、View 1-5 というものが、書き換え後には、View I と View II に絞られた。当初の View 2、3、5 が除外され、View 4 が View I となり、View 1 が改訂されて View II となっているために注意されたい。

- 2) ②については IFRS 第 16 号の適用が適切であるとの考え方にすべての委員が同意した。
- 3) ③のれん及び減損の判断に使用する事項のうち情報開示を免除するケースをどう設定するかについては、作成側の発言者は、法令違反になり得るケースや労働問題が生じる可能性や、貴重な人材が流出する可能性があるケース、導入予定の新商品の情報が漏れる可能性のある事項については開示を免除されるべきと主張した。筆者は利用者側にあり、企業結合の価格の適正性や合理性を外から判断するための情報の開示に免除規定を設定すべきではなく、例外を認める場合にもスコープが拡大解釈されないようにすべきであると主張した。一時的に法令違反になる場合があったとしても、そうならないように手立てを講じることが前提であるし、業界及び社内事情に詳しい人であれば、開示の有無にかかわらず状況を推定して行動することはあり得るので、開示をしなければ人材流出が止められるものではない。一部の既存の顧客関係がなくなるかどうか、業界の関係者であれば、企業結合が発表された段階で、いろいろな想定をして行動するものだ。説明をする作成者側が、弁護士と相談して慎重に記述すればよいものであるから、拡大解釈されやすい例など作成することは危険であると主張した。
- 4) ④キャッシュ・フロー計算書での区分の仕方に差異が発生しがちなケースが資料で紹介され、議論された。紹介されたケースについては、いずれも重要な点であり、区分の方法によっては、事実認識をゆがめかねないという意見が多数あった。その他の事例については、もっと調査が必要だろうという意見が多かった。

4. 次回の予定

11 月 25-26 日の予定。筆者は決算発表時期のためにリモートで参加予定である。